

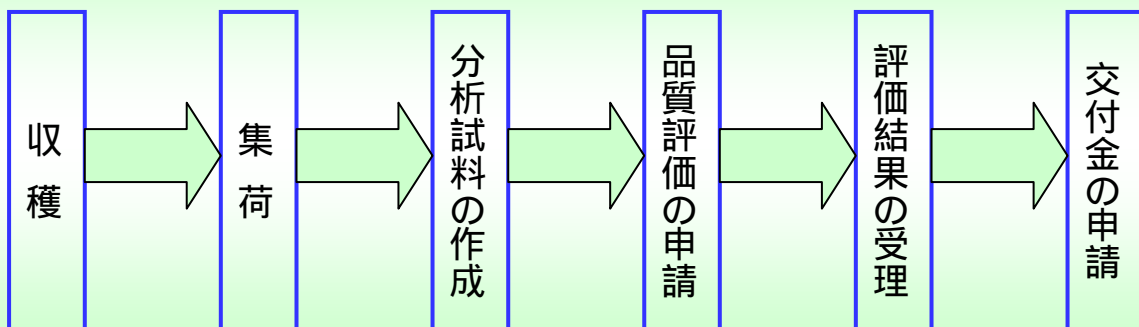
水田・畑作経営所得安定対策における麦の品質評価を受けるためには

水田・畑作経営所得安定対策(生産条件不利補正対策)のうち、「毎年の生産量・品質に基づく支払」では、品質評価基準によるA～Dのランク区分に応じたその年の品質別の生産量に応じて交付金の支払が行われます。

交付金の支払を受けるためには、品質評価主体が行う品質評価を受ける必要があります。

(なお、品質評価を受けなかった場合でも、Dランク区分の交付金の交付申請は可能です。)

< 品質評価の手続きの流れ >



1. 分析試料の作成

農産物検査員の立会いの下、品質評価ロットごとに採取します。
農産物検査の試料を確保する際、併せて採取の上、確保します。
採取した試料は、品質の劣化及び試料の欠損を避け適切に保存・管理して下さい。

(1) 品質評価ロットの単位について

対策加入者(農業協同組合等に販売を委託する対策加入者は除く)または対策加入者から委託を受けて販売する農業協同組合等ごとを原則とします。

< 例外 >

品質評価を受ける年産の前3カ年平均の需要者への販売数量が麦種・銘柄別に、小麦で1,000トン、大麦・はだか麦で300トン未満の場合は、都道府県内の他の対策加入者、農業協同組合等との間でまとめることが可能です。

農業協同組合等については、評価ロットの単位を更に細分化することも可能です。

(2) 分析試料の作成方法について

品質評価ロット単位ごとに、農産物検査場所3カ所につき1カ所以上の割合で、試料を採取する検査場所を選定します。

選定した検査場所ごとに、下表の農産物検査荷口の重量区分に従い、必要な採取試料数を銘柄別に無作為に採取します。

採取した試料を四分法または試料均分器による方法を用いて、所定量となるまで均分を行い、分析試料とします。選定した検査場所が複数ある場合には、他の検査場所での試料とあわせ、所定量となるまで更に均分を行ってください。

(四分法…試料を平らに広げ、縦、横に分割して四等分し、対角の部位にある試料を寄せ集めて混合し縮分試料とする方法をいいます。この操作を一回行うと試料の数量は半分になりますので、この操作を所定量になるまで繰り返してください。)

分析試料の量目は、小麦、六条大麦及びはだか麦については、1kgを2回分、二条大麦については、1.5kgを2回分とします。

分析試料の作成方法の詳細等については、地方農政事務所等に確認いただくか、農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/soushoku/boueki/mugi_zyukyuu/index.html) を御覧ください。

農産物検査荷口の重量(トン)	採取試料の最小数
5以下	1
6～50	3
51～100	5
101以上	10

(3) 分析試料の保存・管理について

分析試料については、内容物の欠損、混合等を防ぐため、適切に封をし、品質保持のため冷暗所等で適切に保存してください。

麦茶の製造用以外のものの大麦及びはだか麦の分析試料については、分析試料を作成した日から1ヶ月間保存したものとします。

2. 品質評価の申請

品質評価を受けるには、品質評価主体へ申請する必要があります。

品質評価の申請は、作成した分析試料に、「品質評価分析試料送付表」(P4の記載例を参考)を添付し、品質評価主体へ送付します。

分析試料の送付の際は、試料の脱漏のないよう、封のできる袋で送付してください。

申請について詳しくは、下記の品質評価主体へお問い合わせください。

<小麦>

名 称	区 域	所 在 地	電話番号
財団法人日本穀物検定協会 北海道分析室	全 国	北海道札幌市白石区菊水8条 3-1-24	011-831-6191
財団法人日本穀物検定協会 東京分析センター	全 国	東京都江東区塩浜1-2-1	03-3644-6410
財団法人日本穀物検定協会 神戸分析センター	全 国	兵庫県神戸市中央区磯辺通1-1-37	078-265-1177
財団法人日本穀物検定協会 九州分析室	全 国	福岡県福岡市博多区石城町7-23	092-281-6571
ホクレン農業協同組合連合会農業 総合研究所食品検査分析センター	北海道	北海道札幌市東区北6条東7丁目	011-742-5442
全国農業協同組合連合会 福岡県本部農産物検査センター	福岡県	福岡県久留米市善導寺町大字木塚字 蒲口197-2	0942-41-5388
佐賀県農業協同組合 総合分析センター	全 国	佐賀県杵島郡大町町大字大町1625-6	0952-71-3505

<二条大麦>

名 称	区域	用途	所 在 地	電話番号
財団法人日本穀物検定協会 東京分析センター	全国	麦茶用	東京都江東区塩浜1-2-1	03-3644-6410
財団法人日本穀物検定協会 横浜事務所	全国	麦茶用以外	神奈川県横浜市中区山下町157-2	045-651-4441
佐賀県農業協同組合 総合分析センター	全国	麦茶用 麦茶用以外	佐賀県杵島郡大町町大字大町1625-6	0952-71-3505

<六条大麦、はだか麦>

名 称	区域	用途	所 在 地	電話番号
財団法人日本穀物検定協会 東京分析センター	全国	麦茶用	東京都江東区塩浜1-2-1	03-3644-6410
財団法人日本穀物検定協会 横浜事務所	全国	麦茶用以外	神奈川県横浜市中区山下町157-2	045-651-4441

3. 評価結果の受理・交付金の申請

品質評価が実施された後、品質評価主体から品質評価を申請した者に対し、評価結果が送付されます。

品質評価ロットが複数の対策加入者から構成されている場合は、品質評価主体から評価結果を受理した者は、ロットを構成する他の対策加入者に対し、評価結果の写しを送付して下さい。

評価結果については、水田・畑作経営所得安定対策の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請に必要となりますので、交付申請手続きが終わるまで大切に保管して下さい。

交付申請に必要な書類等については、最寄りの地方農政事務所等へご相談下さい。

記載例

品質評価分析試料送付表

申請者の氏名または名称	麦作 太郎		
住 所	県 市 × × × × ×		
麦 種	小 麦		
年 産	19年産		
産地(都道府県名)	県		
銘 柄	農林61号		
用 途	日本めんの製造用		
数 量 (t)	1,000.123 トン		
ロ ッ ト 番 号	001		
試料採取場所及び包装	市町村 農協 倉庫 (純バラ)		
	市町村 農協 倉庫 (袋物)		
試 料 量 (kg)	1kg×2回分		
試料採取者氏名及び連絡先	(TEL: - × × × × -)		
立会者氏名及び連絡先	農産物検査員 (TEL: - × × × × -)		
試 料 送 付 年 月 日	平成 19 年 月 × × 日		
試 料 送 付 先			

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第9条及び第11条第1項第1号の規定に基づく農林水産大臣が定める規格の別表第1～第4に掲げる銘柄及び用途を記入すること。(http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/law/index.html)

品質評価ロットの単位が、対策加入者又は複数の対策加入者がまとめて一つのロットとする場合においては、「001」を記入すること。

小麦、六条大麦、はだか麦は、1kg×2回分、二条大麦にあっては、1.5kg×2回分

品質評価を依頼する品質評価主体の名称を記入すること。

- (注1) ロット番号は同一銘柄で複数の分析試料を送付する場合等、必要に応じ記入する。
- (注2) 数量が確定していない場合は、集荷等が確定後、本様式または一覧表により品質評価主体に報告する。
- (注3) 包装は、「純バラ」、「袋物」、「フレコン」の別を記入する。
- (注4) 本様式は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ変更することができる。

本送付表に係る個人情報の取扱いについて
 品質評価主体は、本送付表の記載内容に含まれる個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき適正に管理し、品質評価分析のために利用する。
 なお、本送付表を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱う。

ご不明な点は最寄りの地方農政事務所等にお問い合わせください。

地方農政局・地方農政事務所	電話番号
北海道農政事務所	011-642-5485
青森農政事務所	017-775-2151
岩手農政事務所	019-624-1125
東北農政局	022-236-6661
秋田農政事務所	018-862-5611
山形農政事務所	023-622-7231
福島農政事務所	024-534-4141
茨城農政事務所	029-221-2186
栃木農政事務所	028-633-3428
群馬農政事務所	027-221-1181
関東農政局	048-740-0100
千葉農政事務所	043-224-5615
東京農政事務所	03-3214-7313
神奈川農政事務所	045-211-1334
山梨農政事務所	055-226-6611
長野農政事務所	026-233-2500
静岡農政事務所	054-246-6125
新潟農政事務所	025-228-5211
富山農政事務所	076-441-9300
北陸農政局	076-241-3151
福井農政事務所	0776-36-1790
岐阜農政事務所	058-271-4044
東海農政局	052-763-4343
三重農政事務所	059-228-3151
滋賀農政事務所	077-522-4261
近畿農政局	075-414-9741
大阪農政事務所	06-6943-9691
兵庫農政事務所	078-331-9941
奈良農政事務所	0742-23-2861
和歌山農政事務所	073-436-3831
鳥取農政事務所	0857-22-3131
島根農政事務所	0852-24-7311
中国四国農政局	086-223-3131
広島農政事務所	082-281-2111
山口農政事務所	083-922-5200
徳島農政事務所	088-622-6131
香川農政事務所	087-831-8151
愛媛農政事務所	089-932-1177
高知農政事務所	088-875-2151
福岡農政事務所	092-281-8261
佐賀農政事務所	0952-23-3133
長崎農政事務所	095-845-7128
九州農政局	096-378-3171
大分農政事務所	097-532-6133
宮崎農政事務所	0985-22-5806
鹿児島農政事務所	099-222-0121
沖縄総合事務局	098-866-0031

農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課 電話 03-6744-2087 (直通)